

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌
日)

目 次

◇ 告 示

身体障害者福祉法による医師の指定
身体障害者福祉法による医師の指定の取消し

生活保護法による医療機関の指定

診療所を廃止した旨の届出

健康保険法による保険医療機関の指定

土地改良事業計画の適否の決定

”

公有水面の埋立ての追認

道路の位置の指定

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

◇ 選管告示

衆議院議員の総選挙の候補者の選挙運動に關しなされた
寄附等の報告書の要旨

◇ 公安告示

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の
一部改正

◇ 雑 報

一時保護を加えた児童の所有していたもの

告 示

鳥取県告示第八十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏 名	動 務 先
内 科	西 本 明 文	倉吉市下田中三四三 県立厚生病院
”	岩 田 毅 志	岩美郡岩美町浦富六四五 岩美町国民健康保険浦富病院
整形外科	浜 崎 委 男	境港市米川町四四 鳥取県済生会境港病院
”	木 村 功	” ”
耳鼻咽喉科	庄 司 真 喜	” ”

鳥取県告示第八十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第一条第二項の規定に基づき、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定を取り消したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏名	勤務先
眼科	本田 範行	鳥取市古市一 鳥取市立病院

鳥取県告示第八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十五年一月一日	今田歯科 岩倉医院	鳥取市岩倉上樋掛 四五二の七	歯科	今田尚子

鳥取県告示第八十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	廃 止 年 月 日
上山歯科医院	岩美郡国府町宮ノ下	歯科	昭和四十四年十二月三十一日

鳥取県告示第八十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指 定 年 月 日	採用 点数表
今田歯科 岩倉医院	鳥取市岩倉上樋掛 四五二の七	歯科	今田尚子	昭和四十五年 一月一日	乙表 点数表
野島整形外科 外科医院	米子市二本木字 高木四九二の三	整形外科、 理学療法科、 外科	野島明夫	十六日	甲表 点数表
鳥取県済生会 境港病院	境港市米川町 四四	内科、小児科、 外科、産婦人科、 眼科、耳鼻咽喉科	鳥取県済生会 業務担当理事	〃	〃

鳥取県告示第八十五号

昭和四十四年十月八日付けで用瀬町長から申請のあつた土地改良（別府地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十六号

昭和四十四年九月三十日付けで郡家町長から申請のあつた土地改良(山田地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十五年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。
昭和四十五年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 追認の日

昭和四十五年一月二十七日

二 追認を受けた者

鳥取市松原一〇五 船戸保雄

三 埋立てを追認した場所及び面積

鳥取市金沢字前田三二九四及び三二九五―一の各地先

一〇四一・九四平方メートル

四 埋立ての目的

耕作田に供するため

鳥取県告示第八十八号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年一月三十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市皆生一七三〇 亀尾 洋平	米子市米原字市厩道東六拾間 二九一ノ四	幅員 四・〇〇 メートル
"	"	延長 一一三・八〇 メートル
"	"	二九八ノ一
"	"	二九八ノ五
"	"	二二〇二ノ一
"	"	二二〇二ノ二
"	"	二二〇二ノ四
"	"	二二〇三ノ二
"	"	二二〇九ノ三
"	"	二二一〇ノ一
"	"	二二一〇ノ五
"	"	二二一〇ノ四

鳥取県告示第八十九号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(廊の指定について)の一部を

次のように改正する。

昭和四十五年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県種畜場 東伯郡赤碕町松谷六六〇」を「鳥取県種畜場 東伯郡赤碕町松谷六〇六」に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された昭和四十四年十二月二十七日執行の衆議院議員の総選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和四十五年二月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

公職の候補者の選挙運動に關する收支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和44年12月27日執行衆議院議員総選挙
- 2 期 間 昭和45年1月11日から 昭和45年1月14日まで 第2回
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に關する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 2,987,600円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名 川上 智正 所属党派 公明党 出納責任者 庵野 勝文

収入	支出
主たる寄附	人件費
(氏名) (職業) (寄附額) 円	家庭費
	選挙事務所費
	集会会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	宿泊費
	雑費
その他の寄附	今回計
0	57
その他の収入	前回計
0	648,651
今回計	今回計
0	648,651
前回計	前回計
828,500	828,500
総計	総計
828,500	648,708

報告書受理年月日 昭和45年1月19日 第2回報告分

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場所について)の一部を次のように改正し、昭和四十五年二月六日から施行する。

昭和四十五年二月六日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 藏

表中

六十四	米子市糀町二丁目九一番先交差点 (五差路)	定周期式 (多段式)	を
六十四	米子市糀町二丁目九一番先交差点 (五差路)	定周期式 (多段式)	
六十五	日野郡溝口町溝口三〇七番二先 (単路)	押ボタン式	に改める。

雑 報

次の金は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定により、一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金について返還請求権を有する者は、昭和45年2月6日から6箇月以内に申し出て下さい。

昭和45年2月6日

鳥 取 県 米 子 児 童 相 談 所 長

金品の名称	種類	数量	金額	
現金	10,000円札	1枚	10,000 ^円	児童が金品を所持するに至った経緯 児童が窃取金として米子警察署で 差し出したものであるが、被害の 確証が得られなかった現金である。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】